長崎県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
長崎県税条例	S47.4	○工業生産設備取得価額（製造業） ・５千万円超１億円以下の法人　１千万円以上 ・１億円超の法人　２千万円以上	過疎地区	○３年間 ○課税免除		○取得時 ○課税免除
		○工業生産設備取得価額（製造業） ・５千万円超１億円以下の法人　１千万円以上 ・１億円超の法人　２千万円以上	離島地区	○３年間 ○課税免除		○取得時 ○課税免除
		○工業生産設備取得価額（製造業） ・１千万円超５千万円以下の法人　１千万円以上 ・５千万円超の法人　２千万円以上	半島地区	○３年間 ○不均一課税		○取得時 ○不均一課税
		○企業立地促進法に基づき、集積区域内に集積業種の事業者が設置する施設 ○対象施設の用に供する土地・家屋・構築物の取得価額の合計額が２億円超（農林水産関連は５千万円超）	企業立地促進法に基づく集積区域		○操業開始の日の属する年の翌年から３年間 ○課税免除	○課税時 ○課税免除

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
誘致企業工場等設置補助金 （誘致企業サポート補助金）	H6.7 (R3.3.1改正)	○製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、機械修理業、産業用設備洗浄業、機械設計業、エンジニアリング業、物流関連業（道路貨物運送業、こん包業、倉庫業）、知事が特に認める事業並びに、上記誘致する事業者に対し固定資産を新規に取得し賃貸・リースする誘致支援企業	県の立地要請により、立地協定書を取り交わした企業（誘致支援企業を含む）で、次の事項のいずれも該当することが必要 １．投下固定資産額３億円（研究開発施設立地は１億円）以上 誘致支援企業以外からの土地・建物賃借の場合３億円から５年間の当該賃借料を控除した額が１億円以上（自然科学研究所、ソフトウェア業、研究開発施設は５千万円以上）であること （誘致支援企業の投下固定資産額と合算して３億円以上） ２．新規雇用10名以上 ・１人換算：正社員、契約社員、短時間被保険者 ・0.5人換算：派遣社員 ※補助率算定時の新規雇用者数については、異なる基準を用いる ３．事業継続 ・補助金の交付を受けた日から５年を経過する日まで補助金の交付要件を満たす事業規模を維持すること	○県内全域	○生産施設等整備補助 投下固定資産額（消費税を除く）に、新規雇用者数(α)に応じた率を乗じて得た額（αが20人以下の場合は基本率のみ） ・基本率３％＋(２％÷30人)×(α－20人) ※①ロボット・IoT、②航空機関連、③半導体、④医療、⑤グリーン（次世代自動車・エネルギー）、⑥研究開発分野は基本率３％→５％または15% ※補助率（上限20%） ※αの計算方法 ・１人換算：正社員 ・0.5人換算：正社員以外 ※離島地域50%加算		○１企業につき20億円（誘致支援企業生産施設等整備補助と併用の場合、合算して20億円）。ただし、雇用100人未満は10億円
					○新規雇用促進補助 ・新規雇用者(α)１人当たり50万円（県内企業からの転職者は対象外） ・新卒、県外移住者、研究開発従事者は100万円 ※離島地域50%加算		○１企業につき５億円
					○地場企業発注促進補助 地場企業との取引実績（1社あたりの取引額500万円以上が対象）に応じ、新規雇用者数により算出された補助率を乗じた額 ※補助率は新規雇用者数により10%から50%		○１企業につき５億円
					○誘致支援企業生産施設等整備補助 誘致企業の工場等の用に供する投下固定資産額（消費税を除く）に、立地企業の新規雇用者数(α)に応じた補助率を乗じて得た額 ※積算等は上記生産施設整備補助に同じ		○生産施設等整備補助に同じ
誘致企業工場等設置補助金（特例補助金）	H10.8 (R3.3.1改正)	○上記に同じ	１．土地にかかるものを除く投下固定資産額１億円以上（誘致支援企業以外からの建物償却資産賃借の場合１億円から５年間の当該賃借料を控除した額）以上	○県内過疎地域 ○県内指定工業団地 ・神ノ島、平戸下中野、平戸東中山、今福、赤木、東そのぎグリ	○生産施設等整備補助 投下固定資産額(消費税等相当額を除く)に、新規雇用者数(α)に応じた率を乗じて得た額 ※積算等は上記に同じ		○１企業につき５億円（誘致支援企業生産施設等整備補助と併用の場合、合算して５

			（誘致支援企業の投下固定資産額と合算して１億円以上） ２．新規雇用５名以上 ・１人換算：正社員、契約社員、短時間被保険者 ・0.5 人換算：派遣社員 ※補助率算定時の新規常用雇用者数については、異なる基準を用いる ３．事業継続 ※上記と同じ	ーンテクノパークの一部、吾妻、福島小島、福島平野、佐々（小浦）の 10 ヶ所 ※上記以外の場所であっても地域産業の多層化に資するものとして知事が特に認める業種を営む場合は対象	○新規雇用促進補助 ・新規雇用者（α）１人当たり 30 万円 ・新卒、県外移住者は 60 万円、研究開発従事者は 100 万円 ○地場企業発注促進補助は上記に同じ	億円） ○１企業につき５千万円 ○１企業につき２億５千万円
工場等設置補助金（関連企業連動型誘致の特例）	H25 （R3.3.1 改正）	○関連企業連動型立地計画を作成し、連動して立地する核となる企業を含む３社以上の関連企業からなる企業集団	県の立地要請により、立地協定書を取り交わした企業で、工場等設置補助金の補助要件を満たすとともに、次のいずれにも該当することが必要 ①当初に策定した計画に基づき、３年以内に合計３社以上が立地協定を締結すること ②核となる企業が 100 人以上かつ全体で 200 人以上の新規雇用があること	○県内全域	○投資額に対する補助率を通常の 1.5 倍に嵩上げ（３%～20%→４．５%～30%）	○工場等設置補助金全体の上限額 30 億円
オフィス系企業誘致事業補助金	H17.4 （R3.9 改正）	○高度専門業務、ミドルオフィス業務及びバックオフィス業務を単独若しくは複合的に行う企業又は上記企業へ事務所等を提供する企業 (a) 高度専門業務：情報技術業務、研究開発業務、設計開発業務等 (b)ミドルオフィス業務：経営管理業務、経営企画業務等 (c)バックオフィス業務：事務センター、コールセンター、データ入力、シェアードセンター、ＢＰＯサービス等	県の立地要請により、立地協定書を取り交わした高度専門業務、ミドルオフィス業務及びバックオフィス業務を行う企業又は事務所提供企業で、次の要件を満たすこと (1)(a)又は(b)の業務を行う企業：雇用要件 5 人以上 (2)(c)の業務を行う企業：雇用要件 50 人以上（離島半島地域 25 人以上） (3)誘致企業が使用するために新たに施設及び設備を整備、賃貸等により提供する企業等	○県内全域	○通信費 ・事業の用に供する通信費の 1/2 ※離島・半島地域 50%加算	○事業開始後３年間 ○各年度の補助額：４千万円
					○賃借料 ・事業所賃借料の 1/2 ※離島・半島地域 50%加算	○事業開始後３年間 ○坪単価１万円
					○人件費 ・新規雇用者数×30 万円 （県内企業からの転職者は対象外） ※離島地域 100%加算、半島地域 50%加算 ※高度業務に従事する新規雇用者は 70 万円加算	○事業開始後３年間。ただし１人１回限り
					○設備補助 ・設備に係る投資額の 10% ※離島、半島 50%加算	○事務所設置から１年間の投資額（リースについては契約に基づく新設から３年分の実支出額に限る）
					○施設整備助成 ・建物整備を目的とした投資額に次の補助率を乗じて得た額以内 ・補助率＝５%＋（２%÷30 人）×（新規雇用者数－20 人） ※離島・半島地域 50%加算 ※事務所等提供企業へは、施設整備額×15%	○補助率上限：20%
誘致企業高度人材確保支援事業補助金	R4.3	工場等設置補助金またはオフィス系企業誘致事業補助金の適用企業	研究開発やソフトウェア開発等の高度専門業務を遂行するために必要な技術的、マネジメント的に高い能力を有する人材を必要とする事業者 ※広域募集実施計画の事前承認が必要	○県内全域	○人材募集等経費 ・専門誌等や有料職業紹介事業者を介した県外を含む求人情報の掲載又は電子メール等による求人情報の提供のために要した経費の 1/2 以内	○１千万円
					○有料職業紹介事業者を介して県外の高度人材を採用するために要した紹介手数料等の経費の 3/4 以内	○300 万円/人（ただし 10 人以内）
工場等設置一般奨励金	S37.12 （H25.11.19 改正）	立地企業	○県の立地要請により、立地協定書を取り交わした企業で、次の事項のいずれも該当することが必要 1.工場等用建物及び機械装置の総額 3 千万円（ソフトウェア業は２千５百万円）超 2.新規常時雇用者 11 名以上（道路貨	○課税免除及び不均一課税地区以外の地区	○製造等の用に供している建物の不動産取得税相当額 ○土地取得日から１年以内に製造等の用に供する建物の建設に着手した場合、若しくは、取得した土地の上に存する建物を製造等の用に供する目的にで取得した場合、当該建物の水平投影面積に相当する	○不動産取得税減免相当額の奨励金

			物運送業、こん包業、倉庫業は 16 名以上）		不動産取得税	

詳しくはこちら（よかネット長崎）